

一五世紀中期の出羽国統治について

鈴木 満

序 章 問題の所在

小論は、醍醐寺文書に伝来する出羽国赤宇曾に関する史料から得られたことを手がかりに、室町幕府の出羽国統治とその転換の一端を明らかにしようとするものである。

赤宇曾関係史料の理解は、遠藤巖の研究が通説である^①。遠藤は、赤宇曾関係史料から、出羽国において幕府から羽州探題を経て、京都扶持衆小野寺家道を遵行使節とする所領遵行ルートがあるとする。

史料に記されている文言の解釈にとどまらず、幕府の出羽国統治を念頭に置きながら、同国における所領遵行の発給文書を解明しようとする方法は、史料の乏しい出羽国では不可欠である。小論でも史実の背後にある国制とその転換の解明

を課題としたい。

右の通説をふまえてかつて赤宇曾関係史料をとりあげてみたところ、史料解釈の一部に疑問があった^②。しかしそれ以上の議論を展開していなかった。

そこで小論では、赤宇曾関係史料をとりあげ、通説の問題点を提示する。そのうえで史料を読み直し、赤宇曾をめぐる事実関係を明らかにしたい。そこで得られたことを手がかりとして、一五世紀中期における幕府の出羽国統治の方針とその変遷に関する一の試論を提示したい。

第一章 出羽国赤宇曾をめぐって

第一節 通説とその問題点

本章で検討の対象とする醍醐寺伝来の出羽国赤字曾に關わる史料は、次の五通である。

〔史料A〕
〔(徳和ら八世)〕

竹松殿 右京大夫勝元

出羽国赤字曾事、三宝院御門跡領云々、早可被沙汰居彼雜掌之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳元年八月廿五日

〔(相川勝元)〕
右京大夫判

竹松殿

〔史料B〕
〔(徳和ら八世)〕

自奥州白川金勝寺

謹上 禪那院御坊中

有良

態以飛脚申上候、抑自

御門跡様蒙仰候赤字曾之事候、小野寺方へ申遣、返事とも取進上仕候、旧冬百年以来候ハぬ大雪にて候間、無通路候て、やうく以同宿僧、御状共着申、三月末二是へ罷帰候、尤

上意事候間、愚僧罷越可申付候処ニ、当国諸軍勢何かと申間、嚴重ニ申付候ニより、滞留仕候ほとに、以僧遣候き、豊田出雲入道ニ能々御談合候て、重可被仰下候、緩怠之御返事申上候、無是非次第候、大宝寺にても、大崎殿様にても、可被仰談候歟、在京候矢野方へ被仰付候へと小野寺申、豊田入道を被召寄候て、能々可有御談合候、

此旨能々可預御披露候、当国面々勢使仕候者、其以後愚僧可上洛仕候、其時最前以參上、毎時可申入候、返々憑入候、能々可預御披露候、恐惶謹言、

卯月十一日

有良(花押)

謹上 禪那院御坊中

〔史料C〕
〔(徳和ら八世)〕

自雄勝まいる

小介川

進上人々御中御返事

前伯耆守立貞

御状畏入候、仍当所三宝院御門跡領之由、自京都被仰下候、然間御年貢等無沙汰之由承候、五代十代ニも御門跡之御領成候て、御年貢進上申たる事無候処、如何としたる題目を以、如此被仰候哉、驚入候、御意とハ申なから、承引難申子細候、恐惶謹言、

二月十六日

前伯耆守立貞判

進上人々御中御返事

〔史料D〕
〔(徳和ら八世)〕

小野寺

謹上 豊田出雲殿 前隠岐守家道

去年九月十五日御状、当年二月七日令披見候了、御意通赤字曾申遣候、則返状進候、於向後直可被仰付候、殊外不肖人候間、一向私うるんの様相似候、仍御用之時者、幾度矢野可被仰付候、無案内御使者御座候へハ、被追時

日候間、上意大切候、以後可預得御心得候、恐々謹言、

二月十八日

前隠岐守家道判

謹上 豊田出雲殿

〔史料E〕⁷⁾

「矢野弥次郎

進上 豊田出雲殿

重政」

就三宝院御門跡御領、御使者御僧御下候、彼御領御事、御年貢等進上仕候事、五代十代之内にも不存知候間、於今御年貢沙汰申事叶敷由、返事仕候間、自屋形其分御返事被上申候、可然様に御管領様へ御披露候て、る中儀御ふちはなれ候ハぬやうニ、御申御沙汰候者、公私畏入候、我々もいまた散々敷候間、状計以御返事申上候、如何様當年御馬上候ハ、其時委細申上候、恐惶謹言、

二月十八日

重政判

進上 豊田出雲殿御返事

通説は「史料B」～「史料E」の年代を宝徳二年（一四五〇）とし、竹松を羽州探題最上氏、豊田出雲入道を羽州探題執事、小野寺家道を出羽国雄勝郡在国の京都扶持衆、矢野重政を小野寺氏在京代官とする。そして羽州探題充に「史料A」が発給され、それを受けて豊田発給の、「史料D」のいう「九月十五日御状」が家道に出される、家道は遵行使節として実行したが、「史料C」で抗弁され、「史料D」・「史料E」で事態

を報告したとする。一方三宝院門跡執事醍醐寺禅那院僧から幕府東国使節僧として金勝寺滞留中の有良に遵行依頼があったが、大雪を理由に同宿僧のみを出羽国に使節として同道下向させ、家道からの返報に接するや、今後の進言を含んだ「史料B」を作成したとする。

右の人名比定のうち豊田は、かつて述べたように管領細川氏の被官である。とすると「史料E」の「可然様に御管領様へ御披露候て」は重政が被官を通じて主人への披露を依頼した文言と解され、「御管領様」は管領在任中の細川氏となる。「史料B」～「史料E」の年代が宝徳二年（一四五〇）では管領が畠山持国になるから妥当ではなく、これらの史料の年代比定が課題となる。

「史料B」の差出人有良は、長祿年中に幕府の命を受けて奥羽両国に下っている³⁾。また「史料B」・「史料D」・「史料E」にみえる豊田は、文安から宝徳にかけての史料に所見がある³⁾。これらから「御管領様」は通説のとおり細川勝元で、「史料B」～「史料E」の年代は勝元が管領に在職した、文安二年（一四四五）三月二日～宝徳元年（一四四九）一〇月五日、享徳元年（一四五二）一月一日～寛正五年（一四六四）九月二日、応仁二年（一四六八）七月一〇日～文明五年（一四七三）五月一日、のいずれかである。どの時期にせよ「史料A」を受けて直ちに「史料B」～「史料E」が作成

されていない。したがって後者を前者から切り離してとりあげられる。

第二節 経過と「九月十五日御状」

「史料B」をベースに、「史料C」→「史料E」で補いながら、出羽国赤宇曾の経緯を述べると、次のようになる。

- ①有良は、三宝院門跡より赤宇曾に向かうよう命じられる（「史料B」の「自御門跡様蒙仰候赤宇曾之事候」と「上意事候間、愚僧罷越可申付候」。ところが有良は、陸奥国内で足止めされる（「当国諸軍勢何かと申間、嚴重ニ申付候ニより、滞留仕候」。そこで有良は僧を遣わして事情を報じ、それを受けた禅那院は豊田出雲と談合する（「以僧遣候き、豊田出雲入道殿ニ能々御談合候」。その結果、小野寺家道に託すことが決まったのであろう。
- ②豊田は家道の在京代官矢野重政に赤宇曾の件を命じ、重政は僧とともに下向する（「史料E」が豊田充で、「就三宝院御門跡御領、御使者御僧御下候」。二人は有良のいる白河金勝寺に向かい、三宝院の指示を伝える（「史料B」の「重可被仰下」。そして重政と僧は、有良から文書を引き継ぎ、家道のもとに向かうことにする（「小野寺方へ申遣、（中略）、以同宿僧、御状共着申」。
- ③ところが大雪のため、なかなか家道のもとに向かえない

（「史料B」の「旧冬百年以来候はぬ大雪にて候間、無通路候て」。ようやく重政と僧は、家道のもとに向かう。そして家道が交渉を向かい、「史料C」を小介川立貞から得る（「史料B」の「小野寺方へ申遣、返事とも取進上仕候」と「緩怠之御返事申上候」。家道・重政は、「史料D」・「史料E」を作成する。「史料C」→「史料E」の正文は重政から豊田、三つの案文は僧が有良に届けたのであろう。有良は事の次第と今後の対応を述べた「史料B」に、「史料C」→「史料E」の案文を添えて禅那院に送る。

右の経過から、立貞に届けられたのは有良が家道に託した文書で、「史料D」のいう「九月十五日御状」である。「史料C」によれば、赤宇曾が「三宝院御門跡御領」で、「御年貢等無沙汰」という内容を含んでいる。「史料A」は三宝院雑掌の沙汰居だから、「九月十五日御状」とは異なる。

「九月十五日御状」は、どこが発給したものであろうか。これを受けて作成された「史料C」の「御意とハ申ながら」の「御意」を室町幕府としても、史料解釈上、問題はない。「九月十五日御状」は、幕府発給文書であろう。

ところが通説は、「九月十五日御状」を家道充豊田発給文書とする。しかし「史料D」に「於向後直可被仰付候」とある。誰に仰せ付けるのかを具体的に記さないのは、「史料D」

の作成者である家道自身に仰せ付けてほしいという意味だからである。「九月十五日御状」は、家道充ではない。

「九月十五日御状」の充書は、立貞だろうか。「史料D」で家道が「御意通赤宇曾申遣候」と述べるのは、充書が「名主沙汰人中」のように個人名を記さない幕府奉行人奉書か、充書のない幕府奉行人が奉じた奉書もしくは下知状だからである。

このように「史料B」も「史料E」から経過を明らかにした。これにもとづき、前節で結論を保留した「史料B」も「史料E」の時期をしばらくこんでみたい。

通説は「史料A」の竹松を最上氏とするが、それに従う。

「史料A」を最初の文書とすれば、最上氏による遵行失敗後、出羽国の武家よりもたびたび奥羽両国に派遣されている僧が効果があると三宝院は判断し、幕府から改めて文書を発給してもらったことになる。しかし有良にかわって家道が派遣され、家道が失敗すれば、有良は大崎氏や大宝寺氏を提案するというように、僧よりも武家の対応が有効とする認識である。また現地に年貢納入への要求、それがかなわなければ守護等の「沙汰付」や「沙汰居」による強制執行、赤宇曾に即せば、はじめ「九月十五日御状」、それがかなわず「史料A」発給となるのが順序ではないか。これらから「史料B」も「史料E」は、「史料A」よりも先であろう。

以上煩雑な史料解釈に終始した。「史料B」も「史料E」は、「史料A」以前で、かつ細川勝元が二月に管領在職している年、すなわち文安三年（一四四六）も宝徳元年（一四四九）である。すると次のような疑問が浮かんでくる。

第一に、一五世紀中頃、中央の門跡が遠く出羽国の庄園から年貢を確保しようとするのは特異なように思われる。他に同様のケースはあるだろうか。第二に、有良が家道失敗後の候補に最上氏をあげないのは、現実的でないと判断したからだろう。なぜ幕府は、最上氏に遵行を命じたのだろうか。これらの疑問を幕府政治史と国制史から探ってみよう。

第二章 「奥州探題体制」と出羽国

第一节 出羽国赤宇曾と陸奥国菊田庄

鈴木登によれば、三宝院門跡領出羽国赤宇曾に関する史料は「史料A」も「史料E」だけで、門跡領となった経過はわからないとする。「史料C」で小介川立貞が「御年貢進上申たる事無候」と述べるのは、事実ではないか。

赤宇曾と反対に、本所の工作が成功とみられるケースが陸奥国菊田庄である。文安五年（一四四八）一〇月一〇日白川直朝請文に「上乘院御門跡領奥州菊田庄御代管職之事、被仰付候」とあって、直朝は上乘院門跡領菊田庄代官職に任じら

れている。

とはいえ、直朝請文に「入部仕候、無相違知行仕候者、御年貢京着五百貫文毎年可致取進」とあるから、直朝の菊田庄経営はこれからのようである。また「入部以後一兩年者、半分進上可仕候」という条件から、直朝代官職補任以前、上乘院による菊田庄経営がうまくいっていたわけではない。

菊田庄は嘉元四年（一三〇六）の昭慶門院領目録⁽¹⁶⁾にみえるが、上乘院門跡領でない。上乘院門跡領としての菊田庄の史料は直朝請文以外見いだせず、上乘院門跡領となった時期はわからない。この点、菊田庄は赤宇曾に共通する。

もともと赤宇曾は当知行の国人の年貢納入、菊田庄は国人の代官職補任による年貢進上という相違がある。しかし次のような共通点がある。赤宇曾は使節僧として出羽国との関わりのある有良や、京都扶持衆で近隣に所領を持つ小野寺家道を派遣して年貢確保をめざした。そして「史料B」に「大宝寺にても、大崎殿様にてても、可被仰談候敷」とあるが、大宝寺氏や大崎氏の役割は家道と同様であろう。菊田庄は京都扶持衆で、近隣の所領を知行し、菊田庄をめぐる岩城氏と岩崎氏の抗争に介入した、南陸奥の有力国人直朝である。これらを要するに、三宝院も上乘院も、幕府とつながりのある国人を通じて、年貢を確保しようとしている。

菊田庄と共通点が多い赤宇曾のケースを念頭に置けば、直

朝の代官職補任には年貢を確保しようとする上乘院門跡側の働きかけがあったのではないだろうか。⁽¹⁹⁾ 通説が指摘するように、白川氏や小野寺氏は京都に屋地があり、在京被官を通じて幕府や中央の門跡とも連絡をとれる。⁽²⁰⁾

ところが「史料A」では、三宝院雜草の沙汰居を命じている。それは、三宝院の意にそわないであろう。「史料B」〔史料E〕と「史料A」の間、すなわち文安末から宝徳期の間に室町幕府の方針がかわったのである。また菊田庄も文安六年（一四四七）八月二七日岩城清隆去状⁽²¹⁾によれば、清隆は直朝に「菊田之替地として」陸奥国岩城郡内の所領を去渡しており、代官職補任を契機に直朝の菊田庄支配が順調に進んだわけではない。

第二節 「奥州探題体制」成立再考

次の史料によれば、室町幕府は出羽国の所領遵行を鎌倉公方足利持氏に命じている。

〔史料F〕⁽²²⁾

勝定院殿(足利義持)

今川上総介範政申出羽国竹嶋庄・安房国郡房庄事、雖被成還補判、未及遵行之由嘆申候、次相模国出繩郷・常陸国下妻庄内安敷郷事、於此両所者、半分被渡殘候、何故⁽²³⁾蜜被沙汰付被代候之者可為本意之状如件、

十月廿日

(足利)
義持 御判

(足利持氏)
左兵衛督殿

明德二年(一三九二)、出羽国は鎌倉府の管轄となっており、それが継続している。しかし「史料F」では鎌倉府が出羽国所領の遵行を行っていないので、出羽国での遵行ルートはわからない。⁽²³⁾

永享の乱で滅亡した鎌倉府は、文安期に再興される。⁽²⁴⁾「史料A」と同時期、相模・上総・下野国の所領沙汰付を命じる幕府管領御教書は、関東管領上杉憲忠充である。「史料A」は、再興鎌倉府が出羽国を管轄していないことを物語る。

さきに述べたように「史料A」は、三宝院や有良の意向が無視されている。幕府政治史という視点で関係史料を見直す⁽²⁵⁾と、「史料A」は室町殿足利義政の元服・將軍宣下・判始後、「史料B」〜「史料E」はそれ以前である。義政親政が方針転換の契機と読み取れる。しかし「史料B」で有良は最上氏を候補にあけておらず、「史料A」が実現される可能性は低く、多分に理念的な措置である。

通説では、「史料A」から出羽国を羽州探題の管国と位置づけたとする。しかし次の史料がある。

「史料G」⁽²⁶⁾

西国へ被成 繪旨候、是又珍重候、同事書写遣之候、内裏段銭之事、先度被仰出候、然者太田大炊助使節候、定近々其方へ可下着候、速沙汰候、可目出候、恐々謹言、

六月十一日

八戸河内守殿

(永徳)
教兼(花押)

右は宝徳四年(一四五二)と推定されており、嘉吉三年(一四四三)の禁闕の変で焼失した内裏の造営に関わる史料である。内裏段銭徴収に関わる再興鎌倉府管国内の史料は見いだせないが、その他の国ではたとえ次の史料のように守護を通じて行っている。

「史料H」⁽²⁷⁾

造 内裏料大隅・薩摩・日向三箇国段銭事、先度被仰之処、于今未済之条、不可然、早可被懸進之由、所被仰下也、仍執達如件、

宝徳二年四月廿日

島津陸奥守殿

(山田持徳)
沙弥(花押)

持氏期の役夫工米賦課文書は関東管領充幕府管領御教書⁽²⁸⁾だから、再興鎌倉府管国内の裏段銭徴収も同様と考えられる。しかし「史料G」では奥州探題大崎教兼が奥羽両国の内裏段銭を担当しているから、幕府が奥羽両国を再興鎌倉府から切り離し、奥州探題の管国としたことをしめしている。

幕府が奥州探題を奥羽両国の内裏段銭担当としたのは、奥州探題を奥羽両国の代表と位置づけたことを意味する。こうした体制を別稿で「奥州探題体制」とした。その成立と意義を再考したい。

「奥州余目記録⁽³⁰⁾」によれば、奥州探題は応永七年（一四〇〇）に斯波詮持が幕府から補任されたという。しかし「史料F」のように、鎌倉府の奥羽両国管轄に変更はない。幕府は詮持の鎌倉府からの自立を認め、鎌倉府とのあいだに指揮命令関係を持たない奥州探題という職名を選んだのであろう。

その後、鎌倉府が滅亡すると、幕府はその役割を直ちに奥州探題に負わせたのだろうか。文安元年（一四四四）閏六月、幕府は内裏段銭を諸国に課している。ところが「史料G」の「両国へ被成 綸旨候、是又珍重候、同事書写遣之候」から、この時、はじめて奥羽両国内裏段銭徴収の命令がその賦課基準を記した事書とともに、奥州探題にもたらされている。「奥州探題体制」は、元服した義政の管領政治のもとの親政開始をまたなければならぬ。

「史料G」と「史料H」とを比較すると、前者は京都から派遣された奉公衆太田光が奥羽両国内裏段銭徴収にあたっている。また南陸奥の国人に対して幕府は、「造 内裏段銭事、先度被仰探題訖、早相懸知行分、可被究済⁽³¹⁾」のように、奥州探題への納入をうながしている。このように奥州探題の内裏段銭徴収には幕府のバックアップがあり、担当者である守護に未済を譴責する「史料H」とは好対照をなす。

光と奥羽両国の関わりは管見では「史料G」が初見で、長祿四年（一四六〇）の奥羽両国の奥州探題以下充足利成氏追

討御内書の草稿を記した後に自ら下向（御内書案）し、文明一〇年（一四七八）には大崎・最上・奥州斯波氏の奉者を報じている。奉公衆を派遣した奥羽両国への内裏段銭徴収は、義政の意向が反映していると考えられる。⁽³²⁾

内裏段銭徴収に奉公衆があたっているのは、奥州探題に奥羽両国を統治する機関がない、つまり奥州国大将や奥州管領のように郡檢断奉行等を置かなかつたためとみられる。加えて奥羽両国の国衛の衰退も原因と考えられる。⁽³³⁾

それでは「奥州探題体制」は、いつ頃成立したのだろうか。通説は、「史料A」から守護不設置の出羽国では羽州探題最上氏に守護と同様の役割をになわせたものとする。さきに述べたように取えて最上氏充の施行状を発給しているから、最上氏を何らかのかたちで位置づけようとする幕府の意図があるのだろう。しかし出羽国内裏段銭徴収は「史料G」のように奥州探題に命じているが、これも「史料H」のように守護が行うものである。幕府は、出羽国を最上氏、陸奥国を奥州探題としなかつたのである。「奥州探題体制」は、宝徳年間、義政の意向で奥州探題を奥羽両国の代表に位置づけ、奉公衆の派遣等により支えることとして成立したのである。⁽³⁴⁾ このようにしてまで再興鎌倉府から奥羽両国を奪ったのは、鎌倉公方足利持氏が幕府にそむいたので、勢力を削減して同様の事態を避けたいからであろう。⁽³⁵⁾

なお「史料G」から奥州探題に段銭賦課権があったとする説がある⁽⁴⁰⁾。永享の乱以前の鎌倉府は、明德五年（一四九四）、奥羽両国の段銭を修理用途として鶴岡八幡宮に与えている⁽⁴¹⁾。段銭賦課権というには、奥州探題が奥羽両国内に独自に段銭を賦課したり、寺社等への段銭徴収権の付与がなければならぬが、そうした形跡はない。「史料G」のような奉公衆の派遣による段銭徴収は、奥州探題が独自に段銭等を賦課する機会の喪失を意味している。「奥州探題体制」の成立は、奥羽両国に段銭等を賦課する政治権力が消滅し、経済的基盤としての役割の終焉を幕府が宣言したに他ならない⁽⁴²⁾。

第三節 「羽州探題」と出羽国

別稿で最上氏は羽州探題として出羽国を管轄したわけではないとした。以下四点を補足しておく。

第一に「羽州探題」という名称について。「奥州探題」と「羽州探題」と記す史料がある一方で、「奥州探題」と「出羽探題」とする史料もある。最上氏は大崎氏と並んで「探題」に位置づけられているが、職名は一定しない。

第二に奥州探題と羽州探題は相並ぶ存在であるかのように記している史料について。まず「斯波家譜」は、「出羽・奥州の両大将⁽⁴³⁾」とあるが、両大将とは大崎氏と最上氏であろう。また「奥州探題左衛門佐殿」と「羽州探題右京大夫殿」と記

す史料がある。いずれも大崎氏が陸奥国、最上氏が出羽国を管轄したとは書いていない。

伊藤喜良が指摘するように、最上氏の家格は奥州探題・奥州斯波氏・天童氏と並び、他の奥羽両国の国人に比べて卓越している⁽⁴⁴⁾。しかも最上氏は、「探題」を称していた。それゆえ国別にみれば、陸奥国には奥州探題大崎氏、出羽国には羽州探題最上氏がいたといえるが、それと羽州探題が出羽一國に及ぶ何らかの権限を行使したとは別である。

第三に羽州探題と出羽国の国人との関係について。「奥州余目記録」によれば、奥羽両国の鎌倉府移管前、「大崎二ハ兩國諸侍の御座、前々より相定候」とあるように、奥州管領のもとに奥羽両国の国人が出仕しており、国人の間での席次があった⁽⁴⁵⁾。かつて述べたように、兼頼の出羽国派遣は、出羽国が奥州管領の管国から切り離されたわけではないことに対応している。

奥羽両国が鎌倉府に移管されると、鎌倉公方足利氏満は両国の国人に在鎌倉を命じ、奥州管領斯波氏や最上氏も従っている⁽⁴⁶⁾。しかし「奥州余目記録」に「十一年つめ候人も有、九年つめ候もあり、留守殿駿河守家明ハ十九年在鎌倉ヲ」とあって、奥羽両国の国人の在鎌倉は永享の乱まで続かなかつたようである。その後、奥州探題のもとへの奥羽両国の国人の出仕はなく、最上氏も同様であろう⁽⁴⁷⁾。

第四に京都扶持衆の特権について。軍制において幕府から直接動員されている奥羽両国の国人は幕府と結びついており、奥州・羽州両探題や天童氏の指揮下になく、独立した存在といえる。そのなかの大宝寺氏・白川氏・伊達氏等を通説以下の諸研究で京都扶持衆とするが、他も諸氏同様であろう。京都扶持衆白川直朝・石川一族は、管領細川勝元から鎌倉公方の後継者に室町殿の兄弟が決まった旨を伝える同日同文の文書が発給されている。この事例から他の京都扶持衆にも同文の文書が発給されたと推測される。しかし石川一族は、内裏段銭を奥州探題へ納入するように命じられている。また北奥の有力国人である八戸政経も、「史料G」のように京済ではない。奉公衆は京済が原則だから、それに比べて京都扶持衆は特権があったとはいえない。

終章 まとめと見通し

小論ではまず出羽国赤宇曾に関わる史料をとりあげ、「史料A」を受けて、「史料B」～「史料E」が作成されたのではないとした。その結果、赤宇曾をめぐる問題と室町幕府政治史とが関連づけられ、赤宇曾の史料を管領政治から足利義政親政に移行し、義政が主導する「奥州探題体制」成立直前、すなわち再興鎌倉府が成立するが、奥羽両国の統治方針が確

立していない時期のものと位置づけられた。また文安期に中央の権門が奥羽両国の庄園から年貢を確保しようとする動向があり、その一つが赤宇曾であることもわかった。

通説は、「史料A」から羽州探題最上氏が出羽国を管国としたとする。しかし「史料G」では、奥羽両国を奥州探題の管国と位置づけている。出羽国は羽州探題の管轄であり、奥州探題の管国でもある、という二重性を持っていた。最上氏の祖兼頼は奥州管領の分身という関係、幕府は奥羽両国を「奥州」という枠組でとらえる、この二つが維持された結果である。「史料A」のような羽州探題による出羽国所領遵行と、出羽国山北・由利・秋田の軍勢が奥州探題の軍事動員に応じていることは両立する。「奥州探題体制」下の出羽国統治は農民から毎年貢租を収取する、国人との間に主従制を構築するといった継続的な支配ではないからである。それが「奥州探題体制」の特質で、室町殿足利義政の意向で宝徳年間に成立した、幕府の新しい統治システムだが、ミニマムな領域支配権しか持たない「奥州探題体制」は、幕府における奥羽両国の比重の低下を意味していた。

永享の乱後の奥羽両国の統治システムについて、通説は藤川公方横死後、「御所」・「屋形」制を奥羽両国に適用し、秩序維持をはかろうとしたとする。しかし奥羽両国には「御所」・「屋形」及び幕府の直轄領以外の所領があるし、「御所」・「屋形」

制には知行制が欠落している。「御所」・「屋形」制は、近世武家政権の石高制にもとづくレーン制のような新たな支配の創出を意味しておらず、統治システムたりえない。

注

- (1) 「山形県史」第一巻原始・古代・中世編（山形県、一九八二）第二章室町幕府と出羽国及び「京都御扶持衆小野寺氏」（『日本歴史』四八五、一九八八）。以下、遠藤巖説をとりあげる場合、この二つからなので、注記せずに「通説」と表記する。遠藤に先行する研究として、吉川徹「小介川前伯耆守立貞について」（『由利地方中世史拾遺』、私家版、一九八六）、鈴木登「三宝院門跡領赤字曾に関する若干の考察」（半田教授退官記念会編『秋田地方史論集』、みしま書房、一九八一）がある。鈴木は、「本莊市史」通史編Ⅰ（本莊市、一九八七）三三三頁以下で遠藤説に依拠して述べている。
- (2) 拙稿「室町幕府下の出羽国・「奥州」」（『秋大史学』六一、二〇一五）。以下、卑見はこの論文によるので、注記せずに「別稿」と表記する。
- (3) 「醍醐寺文書之九」（大日本古文书家わけ第一九）一九七〇号。
- (4) 「醍醐寺文書之九」一九七一号。
- (5) 「醍醐寺文書之九」一九七二号。
- (6) 「醍醐寺文書之九」一九七三号。
- (7) 「醍醐寺文書之九」一九七四号。
- (8) 「藍涼軒日録」（増補統史料大成）長祿二年（一四五八）八月八日、同年同月一五日等。
- (9) 「東寺百合文書」ナ（文安五年・一四四八）一月三日飯尾常運奉書案（若狭国太良莊史料集成）第五卷二七九号）、『康富記』（増補史料大成）宝徳三年（一四五四）七月二八日条。
- (10) 吉川徹前掲論文と鈴木登「三宝院門跡領赤字曾に関する若干の考察」は「史料D」を小野寺家道が出羽国赤字曾に關して今後は仲介の勞をとらない旨を述べた史料とするから、「於向後直可被仰付候」を直に小介川立貞に仰せ付けよと解すのであろう。しかし「仍御用之時者、幾度矢野可被仰付候」、つまり家道は在京被官矢野重政に仰せ付けよと述べているから、「於向後直可被仰付候」は本文のように解される。そして「無案内御使者御座候へハ、被追時日候」で、重政と同道した僧がいても時間を無駄に費やすだけと述べており、家道は僧とともに年貢納入を依頼するのではなく、赤字曾に実力行使をして年貢を確保する、つまり三宝院への年貢進上を口実に赤字曾への進出を意図したと考えられる。
- (11) 「名主沙汰人中」充室町幕府奉行人奉誓の初見は、「東寺百合文書」ひ三享徳三年（一四五四）一月一八日室町幕府

- 奉行人連署奉書案（今谷明・高橋康夫両氏共編「室町幕府文書集成」奉行人奉書編上四二五号、思文閣出版）。史料残存の偶然を考慮にいれると、文安宝徳期にもあったと考える。また充書を欠く奉行人奉書の正文は、「南禅寺文書」文安四年（一四四七）十一月十九日室町幕府奉行人奉書（「室町幕府文書集成」奉行人奉書編上三三一号）等がある。そして奉行人が奉じる下知状は、実例をあげなくてもよいだろう。
- (12) 通説は、竹松を最上頼定の子かとする。「御内書案」（「続群書類従」二三輯下）の最上左京大夫の幼名であろうか。時期は下るが、「親元日記」（増補続史料大成）寛正六年（一四六五）八月二四日条によれば、出羽国の小野寺氏が南部氏の室町幕府への馬進上を妨害したため、幕府は大宝寺氏に路次警固を命じている。最上氏では効果なしとの判断であろう。
- (14) 鈴木登「三宝院門跡領赤字曾に関する若干の考察」。
- (15) 「田中教忠氏所蔵文書」（「白河市史」五資料編2古代・中世第二編中世編五二二号、以下「白」五二一と略記）。世第二編中世編五二二号、以下「白」五二一と略記）。
- (16) 「竹内文平氏所蔵文書」（鎌倉遺文）二九卷二二六六一号）。
- (17) 「東京大学白川文書」応永三〇年（一四二三）九月三〇日足利持氏御教書（「白」四四九）以下の史料から白川直朝が菊田庄近隣の依上保を所領としていた。
- (18) 泉田邦彦「一五世紀における岩城氏の内訌と惣領」（「歴史」一二八、二〇一七）。
- (19) 遠藤巖「遙かなる流れ―上遠野系図―」上一六八頁（私家版、一九八八）は白川直朝が菊田庄惣地頭職で、代官補任を直朝の地頭請所となったとする。しかし直朝を菊田庄惣地頭職とする挙証をあげていない。
- (20) 金子拓「室町幕府と奥州」（柳原敏昭・飯村均編「鎌倉・室町時代の奥州」、奥羽史研究叢書4、高志書院、二〇〇二）によれば、持賢・政国といった細川典厩家が室町幕府内での白川氏等の陸奥国人の窓口とする。
- (21) 「東京大学白川文書」（「白」五三三）。
- (22) 「今川家古文章写」（「神奈川県史」資料編三古代中世三五五七九号）。
- (23) 「白河証古文書中仙台白河家蔵」応永三一年（一四二四）四月一日足利持氏御教書写、「東京大学白川文書」同年六月一三日足利持氏御教書・同年六月一三日上杉憲実施行状二通・同年六月一九日上杉憲実施行状二通（「白」四五三・四五六・四六〇〜四六三）は、奥羽両国に鎌倉府が守護職に相当する役割を置かなかつたことをしめしているようではある。
- (24) 再興鎌倉府の成立は、「神奈川県史」通史編一原始・古代・中世（神奈川県、一九八二）第三編第三章第四節及び佐藤博信「古河公方の研究」（校倉書房、一九八九）第一部第二章補論を参照。

- (25) 「相州文書所収録倉郡覺園寺文書」文安五年(一四四八)一月二日室町幕府御教書写及び「松雲寺文書」宝徳二年(一四五〇)一〇月一日室町幕府御教書案(「神奈川県史」資料編3古代中世三下六〇七二・六一〇八号)。
- (26) 百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(「岩波講座日本歴史」7中世3、一九七六、岩波書店)は室町殿足利義政の判始以後も室町幕府管領下知状による安堵が康正元年(一四五五)まで続くから、宝徳康正期を管領政治から義政親政への移行時期とする。桜井英治「室町人の精神」(講談社、二〇〇一)二七三頁は、康正以前の御判御教書の存在を指摘する。末柄豊「応仁・文明の乱」(「岩波講座日本歴史」第8巻中世3、岩波書店、二〇一四)は、宝徳康正期を管領政治と將軍親政がせめぎ合う期間とする。ここでは末柄の立場をとる。そして当事者の意に反する最上氏への施行状発給から室町殿足利義政の意志があるとみたい。
- (27) 「南部光徹氏所蔵遠野南部文書」(「青森県史」資料編中世1南部氏関係資料一四七号)。
- (28) 「島津家文書之一」(大日本古文書家わけ一六)七九号。
- (29) 「鶴岡八幡宮文書」応永二〇年(一四一三)四月二一日関東管領充室町幕府管領御教書(「神奈川県史」資料編3古代中世三上五四五三号)。この文書は鶴岡八幡宮領への役夫工米催促をとどめたものだが、賦課も同様のルートで命じたと解す。
- (30) 「仙台市史」資料編1古代中世Ⅲ中世家わけ文書余目家文書一六号。
- (31) 「基恒日記」(増補続史料大成)文安元年(一四四四)閏六月条。未納督促に事書の送付がない例として、「史料H」や「大谷仁兵衛氏所蔵賀茂社文書」文安四年(一四四七)四月八日室町幕府奉行人連署奉書(「室町幕府文書集成」奉行人奉書編上三一八号)等。「史料G」は新たに内裏段銭を賦課したと解せる。
- (32) 太田光は、家永遵嗣「一五世紀の室町幕府と日本列島の「辺境」」(鐘江宏之・鶴間和幸編「東アジア海をめぐる交流の歴史の展開」、東方書店、二〇一〇)を参照。
- (33) 「東京大学文学部所蔵白川文書」宝徳四年(一四五二)七月五日室町幕府奉行人連署奉書(「鯨川村史」第二巻資料編上第三編中世八二号)。
- (34) 「鯨川親元日記」(宮内省図書寮所蔵)文明一〇年(一四七八)条正月表紙書入。宮内庁書陵部には現存しないよう、東京大学史料編纂所所蔵謄写本を利用した。
- (35) 家永遵嗣前掲論文は、太田光を室町幕府政所執事伊勢貞親の指揮下とする。
- (36) 黒嶋敏「中世の権力と列島」(高志書院、二〇一二)二七頁は、奥州探題は行政権を持たないから、在庁を掌握せず、陸奥国多賀城を本拠としないとする。しかし奥州探題は行政権が認められなくとも、在庁を掌握し、行政権を行使す

るのではないか。またなぜ稲村公方足利満貞は、多賀城を
目指さなかったのだろうか。多賀城や奥羽両国の在庁が掌
握するほどではないからだろう。この問題は別の機会に譲
る。

- (38) 「奥州探題体制」に関する先行学説として、伊藤喜良「中
世国家と東国・奥羽」(校倉書房、一九九九)Ⅲ部と黒嶋
敏前掲書第一部第一章がある。

- (39) 永享の乱後、鎌倉府管轄の甲斐国を室町幕府の管国とした
〔神奈川県史〕通史編一原始・古代・中世九二頁以下)
のも再興鎌倉府の勢力削減であろう。

- (40) 伊藤喜良前掲書四〇三頁以下。

- (41) 「鶴岡事書日記」(神道大系神社編二〇鶴岡)明徳五年
(二二九四)条。

- (42) すでに黒島敏前掲書二五頁が奥州探題に段銭徴収権がない
と述べている。

- (43) 奥羽両国鎌倉・室町両幕府の経済的基盤だったと考えてい
るが、この問題は別の機会に譲る。また段銭は伊達氏や芦
名氏が賦課するようになるといわれているが、奥羽両国で
広く国人が段銭を賦課されるわけではない。

- (44) 注(35)史料。

- (45) 「御内書案」及び「昔御内書符案」(「青森県史」資料編中
世三北奥関係資料一七四九号)。

- (46) 木下聡編著「管領斯波氏」(シリーズ室町幕府の研究第一巻、

戎光祥出版、二〇一五)四一四頁。

- (47) 注(35)史料。

- (48) 伊藤喜良前掲書四九〇頁以下。

- (49) 「奥州余目記録」が国人間の席次を記す箇所には出羽国の
国人が一人もみえないが、陸奥国の国人でも「御内書案」
で室町幕府から直接動員されている国分・石川・標葉・安
積氏等もみえない。「奥州余目記録」は、国人を網羅して
いないと解するのが妥当であろう。

- (50) 「結城神社所蔵文書」明徳三年(一三九二)正月一日鎌
倉公方足利氏満御教書(白)三八九及び「奥州余目記録」。
江田郁夫「室町幕府東国支配の研究」第Ⅱ編第二・六章(高
志書院、二〇〇八)も参照。

- (51) 奥州探題は、黒嶋敏前掲書二七頁。最上氏は史料が欠如し
ているが、最上氏の全盛を築いたといわれる義光の時です
え襲封当初は近隣の寒河江氏等を山形に居住せしめないか
ら、それ以前に国人が出仕したとは想定しがたい。

- (52) 「御内書案」で葛西氏は「不日属左衛門佐手」と命じられ
ているが、本来は奥州探題から独立した存在だが、特別に
属すよう命じられたと解される。また黒川氏は同史料に「不
日談合左衛門佐」とあるから、奥州探題と対等の立場であ
る。

- (53) 「国分白川文書」(康正三年・一四五七)四月四日細川勝元
書状(白)五五五)、「東京大学文学部所蔵白川文書」(康

正三年・一四五七）四月四日細川勝元書状（『鮫川村史』
第二卷資料編上第三編中世八三号）。

(54) 注(34) 史料。

(55) 小林宏「室町時代の守護使不入権について」（『北大史学』
一一、一九六六）。

(56) 「薄衣申状」（『石巻の歴史』第八卷資料編2古代・中世編
五〇五号）。この史料については、伊藤喜良前掲書第三部
第三章を参照。

〔付記〕

小論脱稿後、胡俣権「室町期出羽国の執行体系と羽州探題最上
氏―その位置づけをめぐって―」（『日本歴史』八三五、二〇一七）
が公にされた。別稿を無視している点はさておき、「史料A」を
受けて「史料B」→「史料E」が作成されたとする点は、小論第
一章第一節の批判がそのままではまるし、「史料A」の充誓の「竹
松」を小野寺氏とする点は小野寺氏の家格からみれば「小野寺竹
松」でなければならず成り立たない。この他にとりあげるべきこ
とがあるが、胡論文によって小論を改めるべきところはない（初
校に際して）。